

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（日時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和4年第2回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（日時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（日時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

〔議会運営委員長 小笠原憲昭君登壇〕

○議会運営委員長（小笠原憲昭君） おはようございます。

本定例会についての議会運営委員会を3月2日に開催いたしました。

本定例会に係る案件は、専決処分の承認が1件、新年度予算関係11件、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、条例の廃止が3件、町道の認定について1件、補正予算6件の議案が計27件であります。

したがって、議会運営委員会としましては、第1日、3月9日水曜日は初日本会議、第2日、3月10日木曜日は一般質問、一般質問終了後、各常任委員会、第3日、3月11日

金曜日は予算特別委員会、第4日から第5日までは土曜日、日曜日のため休会、第6日、3月14日月曜日から第7日、3月15日火曜日までは予算特別委員会、第8日、3月16日水曜日から第9日、3月17日木曜日までは事務整理等で休会、第10日、3月18日金曜日は最終日本会議として、会期を10日間とすることを提案いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月18日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

---

#### ◎町政報告及び教育行政に関する報告

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められておりますので、この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第2回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算の予算関係18件、条例の制定1件、条例の一部改正及び廃止7件、そして町道の認定1件の計27件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告申し上げます。

初めに、新編小坂町史編さん事業の進捗状況と発刊の再延期についてご報告申し上げます。

新編小坂町史編さんの事業は、昭和50年に刊行された小坂町史発刊後の歩みを振り返って記録するとともに、新たな資料の発掘と調査により町の歴史を再検証することを目的として、

平成29年度に町史編さん室を設置し、編さん作業を開始いたしました。

当初は、町制施行65周年となる令和2年中の発刊を目標としておりましたが、計画どおりに作業が進まないことから、議員の皆様のご理解をいただきながら、令和3年度まで発刊を延期したところでございます。

昨年9月29日に開催された町史編さん委員会では、編さん作業を予定どおりに進めるため、原稿未提出者に早期の原稿提出を促すとともに、執筆を担当する編さん委員及び協力員の方々に文書で督励を行いました。その後、現代編については1月末までに全ての原稿が提出され、現在、町史編さん室において文章表現の統一や記述内容の調整を行っているところでございます。

しかしながら、編さん作業の遅れを全面的に取り戻すには至っておらず、いまだに全体の8割ほどの原稿提出にとどまっている状況でございます。

去る1月19日には、本年度2回目の町史編さん委員会を開催し、現状を踏まえた今後のスケジュールについてご審議いただきました。会議では、遅れている原稿の早期入稿を図ることに加え、現在の状況を鑑みて作業工程を再度組み直すこととし、令和4年度内の発刊を再延期することが承認されました。これを受けて、会議後には、編さん委員及び協力員全員に編さん委員会で協議された内容を報告するとともに、原稿の早期提出を文書で強く要請したところでございます。

再び発刊を延期することは誠に忍びなく、この場をお借りして改めておわび申し上げます。原稿未提出の方々からは、新発見資料の整理と分析に時間を要していることなどが遅れの要因であり、近日中に原稿を提出できるとの報告もいただいておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

新編小坂町史は、歴史を知ることで郷土愛を育み、未来へと向かう小坂町の新たな歩みを理解し、将来の礎となり得る手引きとして発刊されるものでございます。発刊が遅れることは残念ではありますが、その分、内容を充実させ、町内外の多くの方々に親しまれ、世代を超えて読んでいただける書籍となるよう努めてまいりますので、ご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

続いて、新型コロナワクチン接種の状況等についてご報告申し上げます。

追加接種、いわゆる3回目接種は、18歳以上の方で昨年9月30日までに2回接種された4,054人の方を対象として、2月8日から接種を開始いたしました。

初めに、65歳以上の方々と施設入居者を中心に、在宅の方にはファイザー社製ワクチン、

施設内で巡回接種する施設入居者及び職員には武田／モデルナ社ワクチンを使用し、3月16日まで接種を行います。

続いて、64歳以下の方々は、武田／モデルナ社ワクチンを使用し、3月25日から4月30日まで行う予定でございます。

施設以外では、いずれも小坂町診療所での個別接種のみで実施し、希望者への接種は4月30日で全て終了する予定で計画しております。

なお、昨年10月以降に2回の接種を終えた方で追加接種を希望される方などについては、状況を見据えて対応してまいります。

また、新たに接種対象となった5歳から11歳へのワクチン接種は、対象者160人について鹿角市の接種に加えていただけるよう協議を行っており、接種期間は4月から5月にかけて実施される予定でございます。

追加接種実施に当たり、全面協力していただく小坂町診療所に感謝申し上げるとともに、事業を担当する福祉課には、万全を期して準備を進め、事故には十分注意し、慎重かつ迅速に接種を実施するよう指示したところでございます。

次に、今年度のバレイショ栽培実施状況についてご報告申し上げます。

大手菓子メーカーのカルビーへの出荷を目指し、平成30年度に加工用馬鈴薯試作協議会を設立いたしました。令和2年度までの3か年は、基本技術の習得に向けて試験栽培を実施し、その成果として目標反収と品質基準を達成するとともに、大規模化に向けた機械の整備も進めてまいりました。

栽培4年目となる今年度は、令和2年度に導入した大型機械を活用して、作業受託体制の整備を図ることを目的に小坂町ポテトコントラクターを設立して、カルビー引取り基準を満たす比重1.08以上の品質と10a当たり3t以上の反収を目標に試験栽培を継続しております。

8月出荷を目指す加工用品種オホーツクチップは雪解けの早い万谷地区の転作田に試験圃場を設置し、市場向け品種キタアカリは万谷地区の転作田と鶉地区の畑地にそれぞれ試験圃場を設置いたしました。面積は、オホーツクチップが約32a、キタアカリが約44aとなりました。

加工用のオホーツクチップは、7月末で比重が目標の1.08を超え、8月6日から7日まで収穫し、8月14日にポテトチップス用として約11tを出荷し、47万1,366円の販売額となりました。大型の収穫機を使用し、収穫と選別作業を同時に行ったため、コスト削減につな

がった上に、出荷もスムーズとなりました。

令和3年度は全国的にバレイショは不作で、大産地の北海道も面積が頭打ちという中で、異常気象も重なり、生産量が激減している状況でございます。カルビーでは、今後、東北エリアで産地育成を積極的に進めていく方針ということで、さらに小坂町での増産を期待されているところでございます。

市場向けのキタアカリも比重1.08を超え、万谷地区は8月7日、鶉地区は9月6日から7日まで収穫し、約9tを県内市場や桃豚コロケ用としてポークランドグループに出荷し、105万8,250円の販売額となりました。

食感が軟らかいキタアカリの評判はよく、市場とも産地拡大に向けて引き続き連携していくことを確認しております。需要が増える秋から冬まで長期出荷ができますよう、作付計画と出荷体制の構築がポイントになると思われまます。

課題は、選別スピードの向上でございます。今年度は、人件費による利益率の悪化や出荷前の傷みによる廃棄の増加がありました。今年度中には選別施設が整備されますので、次年度からは解消できるものと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありますが、米価は下落し、今後も先行きが不透明な状況でございます。町では以前より、このような状況になることを危惧し、米主体の農業経営からの転換という課題に取り組むとともに、農業生産額の増加、担い手不足への対応、耕作放棄地の抑制対策として機械化体系の進んだ大型畑作を推進することとし、ソバ・菜種・大豆の作付を支援してまいります。

また、さらなる所得向上を図ることを目的にバレイショ栽培にも挑戦し、農家が参入しやすい環境を整えるため、生産出荷体制を整備してきたところでございます。

まだ課題はありますが、この取組が将来の小坂町の農業に生かされるよう、引き続き推進してまいりたいと考えております。

それから、本日配付のところに進んでまいります。

次に、小坂町の令和2年度決算に係る財務書類についてご報告申し上げます。

令和2年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております令和2年度決算小坂町財務書類でご確認ください。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ、報告する仕組みになっております。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適しておりますが、借金の増加や資産の減少等、

将来にどれだけの負担があるかなどの情報が不足しています。

そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方法では分かりにくかった自治体全体の財務状況を明らかにすることを目的に、公会計改革が進められてきました。

しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができなかったこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付の総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

これにより、当町では、平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。

作成した財務書類は、従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類であり、対象となる会計の範囲はお手元の資料の2ページに掲載しておりますが、今回は、一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載いたしました。

主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は54.8%で、100に近いほど老朽化が進行していることとなります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は51.5%となっております。住民1人当たりの負債額は195万9,000円となっていて、令和元年度より減少しております。これは負債合計額における地方債残高が減少したことによるものでございます。

基礎的財政収支について、投資的経費が前年度と比較し増加したものの、税収等の財源収入の増加が経常経費を含む支出の増加を上回ったことから、数値の改善が見られたものでございます。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しております。このうち、5ページ、貸借対照表の負債の総額は、先ほどの説明のとおり、地方債残高が減少傾向にあり、将来世代の負担が減ってきております。

資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、地方債を経常的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力を測ることや、資産明細表を利用して財政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し、分析することによっ

て、町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して町の位置づけを明らかにすることが可能となりました。

なお、町民へは広報とホームページで公表することにしております。

次に、地域応援商品券の使用状況についてご報告申し上げます。

昨年の12月議会でも報告いたしましたが、みんなで応援地域商品券事業の商品券使用状況がまとまりましたので、報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済の回復支援と個人消費の拡大を促進するため、町内各事業所で使用できる地域商品券を町民4,669人に、1人につき1,000円の商品券を12枚、1万2,000円分を送付し、使用期間は8月から10月までとしております。

結果、1,000円券の送付枚数5万6,028枚中、5万5,333枚が使用され、使用内訳は、どの事業所でも使用できる1万円分の共通券は99.96%、2,000円分の飲食店専用券は92.68%の使用率で、全体としましては98.76%となりました。

以上で、3月定例議会の町政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

スキー大会での小坂小中学校の児童生徒の活躍についてご報告申し上げます。

1月6日から7日まで行われた鹿角中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子クラシカルで2位、フリーで2位、澤田大芽さんが女子クラシカルで2位、フリーで2位、安保胡春さんが女子クラシカルで3位、熊谷光輝さんが男子ジャイアントスラロームで1位、池田凜太郎さんが男子ジャイアントスラロームで3位、スラロームで2位など入賞し、男子は総合1位、女子は総合3位となりました。

1月15日から16日に行われた秋田県中学校スキー大会では、金丸拓寛さんが男子フリーで1位、安保胡春さんが女子クラシカルで2位、澤田大芽さんが女子クラシカルで3位、フリーで3位となるなど入賞し、ノルディック総合で男子は3位、女子は1位となりました。

東北中学校スキー大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

2月1日から4日に行われた全国中学校スキー大会は、女子クラシカルで安保胡春さんが6位、澤田大芽さんが10位に入賞しました。

リレー競技では、男子秋田県チームに金丸拓寛さんが3走で出場し、5位に入賞、女子秋

田県チームに安保胡春さんが1走、澤田大芽さんが2走に出場し、6位入賞を果たしました。

1月29日に花輪スキー場で開催予定でありました鹿角小学校スキー大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

児童にとっては、練習の成果を試す機会がなくなり、大変残念でありませんが、これまでの練習は無駄にならないと思っております。体力的にも精神的にも大きく子どもたちを成長させたのではないのでしょうか。これからもスキー競技を続けて、また来年チャレンジしてほしいと願っております。

新型コロナウイルス感染症や少子化等の影響もあり、十分な活動ができない現状ではありますが、その中でも頑張っている子どもたちや、その姿を支えている保護者の方々、指導している先生方のご労苦に対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

町といたしましても、これまでと同様に活動環境を整え、児童生徒に対する支援をしていきたいと考えております。

以上で、3月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたしました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第3号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第3号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、小坂小学校の児童に新型コロナウイルス感染症への感染が確認されたことを受け、全児童に対するPCR検査の実施や校舎内の消毒作業等、学校内での感染拡大防止対策について早急に対応する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき、1月31日付でこれらに関する経費の予算の専決を行いました。

補正財源は、全額、普通交付税を措置しております。

本専決処分による補正予算は、既決予算額48億6,117万4,000円に、歳入歳出それぞれ2,179万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億8,296万8,000円としたものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、詳細について説明いたします。

歳出から説明いたしますので、5ページをお開きください。

ただいま町長が提案理由で述べましたように、小学校での感染拡大を早期に防ぐために行った対策等に係る経費を予算措置したものであります。

2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、11節諸手数料は、役場庁舎内で消毒作業が必要になった場合に備えて、専門業者に依頼する費用を計上しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目予防費、3節職員手当等は、コロナ対応に係る職員の時間外勤務手当を計上しました。

10節医薬材料費は、抗原検査キット3,000セットの購入費用として363万円、キャップ、ガウン、シューズカバーなど防疫作業用品購入分として11万4,000円を計上しました。

12節業務委託料は、小学校全児童及び教職員のPCR検査実施費用として450万7,000円、中学校や小中学生の家族への拡大に備えて、抗原検査を依頼する分として634万3,000円を措置しております。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、3節職員手当等は時間外勤務手当、2項小学校費及び3項中学校費の1目学校管理費は、いずれも11節諸手数料に消毒作業依頼分として182万円を計上しております。

4項社会教育費、4目社会教育施設管理費も、11節諸手数料に消毒作業依頼に係る費用156万円を計上しました。

歳入については、4ページをご覧ください。

今回の補正財源は、全額、一般財源として、10款1項1目普通交付税を2,179万4,000円予算化しました。既決予算額に本補正分を合わせると17億399万7,000円となり、本補正時点での留保分は1億6,580万3,000円となりました。

以上で詳細の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

この採決は簡易表決によって行います。

本件を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号～議案第13号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第4号 令和4年度小坂町一般会計予算、日程第6、議案第5号 令和4年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第6号 令和4年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第7号 令和4年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第8号 令和4年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第10、議案第9号 令和4年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第11、議案第10号 令和4年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第12、議案第11号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第13、議案第12号 令和4年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第14、議案第13号 令和4年度小坂町水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第4号から議案第13号までの提案理由の説明と併せ、令和4年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、令和4年度の予算の方針として、経済財政運営と改革の基本方針2021に基づき、日本の未来を拓く4つの原動力をグリーン社会の実現・デジタル化の加速・活力ある地方創り・少子化の克服、子どもを産み育てやすい社会の実現と位置づけております。また、ポストコロナの持続的な成長基盤をつくるため、感染症に対し強靱で安心できる経済社会の構築と経済の好循環の加速・拡大に向けた環境整備などを重点課題としております。

当町においては、令和4年度が第6次総合計画の2年目に当たります。

新たに町の将来像に掲げた「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現に向け、本町が直面している様々な現状と向き合い、これからも町民の皆様とともに小坂の未来をつくっていけるよう、暮らしへの安心・楽しさのあるまち、歴史文化としての風土を守り、成長を支えるまち、そしてこれからも住み続けたいまちの方針の下に、地方創生総合戦略や重点プロジェクトの着実な進行に向けて取り組んでまいります。

移住定住の促進を図るため、民間活力を活用した定住化促進住宅の建設や結婚新生活・子育て世帯への支援、また安心した医療体制確保のための地域中核病院への支援、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の確保、ポストコロナを見据えた学校と児童生徒をつなぐオンライン環境の整備を行っていくほか、十和田湖和井内エリア整備をはじめとした観光振興と小坂七滝ワイナリーを核としたグリーンツーリズム事業の展開、農業所得向上を目指すための大規模畑作との複合による経営基盤の確立などによる農業・商業の活性化と成長を進めてまいります。

予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため、限られた財源を有効に活用いたしました。

その結果、一般会計予算案の総額は43億4,500万円となり、前年度第1号補正予算後の予算対比で3,261万3,000円、0.8%の増となりました。

特別会計は、8会計で、予算案の総額は19億1,515万4,000円、前年度第1号補正予算後の予算対比で7,602万2,000円、4.1%の増となりました。

そのほかに水道事業会計の予算を編成し、提案した次第でございます。

それでは、令和4年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。

3月1日開催の議会全員協議会において、予算案に係る主要施策については説明させていただいておりますので、主なものを説明させていただきます。

まず、一般会計の歳入についてでございます。

町税は、法人町民税において、町内主要事業の好況が令和4年度も続くことが見込まれることから、また固定資産税においても令和3年度の収入見込みなどから増収とし、町税全体では、前年度第1号補正予算後の予算対比6,635万9,000円、9.7%の増として計上いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において地方公共団体へ配分される額が前年度対比で3.5%の増となっております。令和3年度交付実績や過疎債の基準財政需要額への歳入見込み、法人税割収入額等を勘案し、前年度第1号補正予算後の予算対比で5,000万円、3.3%の増、15億5,000万円を計上いたしました。

なお、特別交付税は前年度と同額の2億円を計上しております。

国庫支出金では、子育て世帯等臨時特別支援事業や和井内エリア整備事業、道路橋りょう整備事業に係る国庫補助金の増加があったものの、地方創生臨時交付金やコロナワクチン接種対策費などの減少により、前年度第1号補正予算後予算対比で2,183万3,000円、4.9%の減となりました。

県支出金では、高寺山整備に係る県補助金の増加があったものの、住民税非課税世帯等商品券発行事業や畑作振興センター増築及び馬鈴薯選別機に充当した県補助金が皆減したことなどにより、前年度第1号補正予算後予算対比3,854万円、15.5%の減となりました。

寄附金は、ふるさと納税による未来創生基金への寄附額について、新たなネットサービスの追加や令和3年度実績見込みなどから増収を想定し、寄附金全体で前年度第1号補正予算後予算対比955万円、23.6%の増と積算いたしました。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、公共施設等

総合管理基金の一部を役場本庁舎屋根防水補修工事に充当いたしております。

また、未来創生基金の一部を結婚新生活支援事業、インフルエンザ予防接種年齢拡大などに充当しております。

そのほか、森林環境整備基金・康楽館運営基金・新総合教育エリア振興基金からも対応する事業に充当し、全体で前年度第1号補正予算後予算対比3,738万1,000円、8.9%の増となりました。

町債は、町道整備や十和田湖和井内エリア整備事業などにより、発行額は3億7,300万円となりました。うち、令和4年度借入れ分は2億9,640万円、令和3年度繰越明許による借入れ分は7,660万円となりました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が26億4,185万5,000円、全体の60.8%を占めており、前年度第1号補正予算後予算と比較すると、1,950万5,000円、0.7%の増となっております。これは、人件費における退職手当において、退職者数の増減を理由とした減少と、感染症対応に係る各種補助金の減少があったものの、老人憩の家指定管理料や福祉総合計画中間評価業務委託、十和田湖和井内エリア整備事業に伴う備品購入費の増が要因となっております。

投資的経費は、5億7,332万7,000円で全体の13.2%を占め、前年度第1号補正後予算と比較し、725万3,000円、1.2%の減となっております。

その他経費は、11億2,981万8,000円、全体の26%で、前年度第1号補正予算後予算と比べると、2,036万1,000円、1.8%の増となっております。これは、繰上償還に伴う公債費の増加と、ふるさと納税による寄附額の増による積立金の増加が要因となっております。

それでは、一般会計の歳出予算の内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は、12議員で編成しております。議員共済会負担金として1,038万1,000円。また、議会活動において、町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報「議会だより こさか」の発行費用として63万4,000円を計上し、総額を7,303万3,000円としております。

2 款総務費であります。

「ともに明日を築くまち」の実現に向け、まちづくりの主役である町民の参画が重要であり、町民と行政との連携により持続可能な地域づくりを進める必要があります。地域活動の

中心である自治会活動に対する助成や自治会館の改修、自治会または町民で構成する団体で行う地域課題や活性化を図る活動への助成などを計上しております。

また、地域の活力維持と魅力再発見につなげるため、引き続き、地域おこし協力隊による活動や、移住定住促進に向け、住宅購入・改修・空き家解体への助成のほか、結婚新生活に係る費用への助成を行い、誰もが結婚に希望を持てる社会づくりの推進に努めてまいります。

なお、事業実施に当たっては国庫補助金の活用を予定しておりますが、その対象とならない夫婦においては、未来創生基金を活用し、町単独による助成を行い、人口減少の抑制を図ってまいります。

公共施設の適正配置や長寿命化は、利便性向上と安定した行政サービスの提供には不可欠なものとなっております。公共施設等総合管理基金への積み増しを行いつつ、計画的な改修・維持補修を実施するため、役場本庁舎屋根補修並びに旧小坂幼稚園の解体を実施いたします。

通学や買い物・通院など、ニーズに合った公共交通の維持・確保に努めるため、十和田湖地区とのデマンドタクシーの運行・運賃補助、町営野口線バス運行などのほか、運転免許証自主返納者や65歳以上の方のバス回数券購入への助成なども引き続き実施してまいります。

3款民生費であります。

「健やかに自分らしく生きるまち」の実現に向けては、健康寿命を延ばし、生涯にわたって心身ともに健康であるため、住み慣れた地域で世代に合った健康づくりに段階的、継続的に取り組んでいけるよう、保健・医療・福祉の充実に努めてまいります。

第1期小坂町福祉総合計画期間が令和5年度までとなっており、次期計画の策定に向け、中間評価とアンケート調査を行うための経費を計上したほか、地域福祉の中核的な役割を担う社会福祉協議会への運営補助も引き続き予算措置しております。

高齢者福祉分野においては、高齢者世帯への生活サービス事業の充実、介護予防事業の充実、また地域支え合い体制づくりとしての自治会への支援を行っていくほか、障害者福祉分野では、地域の一員として生き生きと自立した生活を送ることができるよう自立支援サービスの適切な給付を実施してまいります。

子育て支援・児童福祉分野では、出産・子育てに希望を持つことができ、子どもの成長を地域全体で支えるまちづくりを進めてまいります。18歳までの医療費無償化や第3子以降を出産し、養育する保護者に対するすこやか育児手当、貧困世帯と関係機関等をつなぐ応援体制の整備、また私立保育所における保育サポート員配置への支援、在宅で育児を行う保護者

への支援を行ってまいります。

そのほか、交通・防犯指導員による活動などの推進により、地域や警察、学校等、関係機関が連携した交通安全運動の広がりや防犯への意識高揚を図ってまいります。

4 款衛生費であります。

小坂町の医療体制では、高度医療や特定診療科目については近隣の総合病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な治療を受けられるよう、近隣市と連携して、地域医療の確保のため、病院・診療所に対する運営支援を行います。地域の中核病院であるかつの厚生病院へは、引き続き救急・小児医療の支援を行っていくほか、地域医療機能の維持確保を目的とした新たな支援を実施してまいります。

また、新型コロナウイルスの早期収束を目指し、小児接種を含めたワクチン接種体制の確保、感染拡大を防止するためのPCR検査に対する費用負担についても行ってまいります。

誰もが健康で安心して暮らせるための各種検診・予防接種や健康相談体制の充実、次代を担う子どもたちの健康や妊産婦への保健サポート事業などとしてそれぞれの事業費を計上しており、インフルエンザ予防接種については、令和3年度に引き続き、対象年齢を拡大し、予算措置いたしております。また、新たに子育て支援の一つとして「子育て支援アプリ情報配信サービス」の導入を進めてまいります。

「自然とともに、これからも暮らし続けたいまち」の推進に当たっては、鹿角広域行政組合を基本とした廃棄物の適正処理やごみの減量化、そして資源循環型社会の構築を目指すため、生ごみ等の処理方法調査に取り組んでまいります。

当町における不燃物最終処分は、昭和63年以降、魁地区の最終処分場において行われてきておりますが、処分開始から30年以上が経過し、今後の処分可能量を計測し、いつまで使用することができるのかを調査したいと考えております。

5 款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助、そして令和3年度補正予算で措置いただきました再就職緊急支援奨励金についても引き続き計上いたしました。

6 款農林水産業費であります。

「にぎわい・活気を興すまち」の推進に当たっては、農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の育成や法人化を支援するとともに、農地集積や施設整備などによる生産性の向上を推進し、農業振興を図ってまいります。

小坂七滝ワイナリーを活用した町内産ワインの販路拡大を支援していくほか、畑作振興センターを中心とした大規模畑作との複合による経営基盤の確立に向けて、バレイショなど新たな作目の産地化を目指し、栽培技術向上と受託事業者組織の育成支援を実施してまいります。

グリーンツーリズム推進事業につきましては、ワイン製造技術者養成、商品企画などの経費のほか、ワイナリー創業祭開催補助、新たに町内産ワインの町内における消費拡大と認知度の向上を図るため、1世帯1,000円の購入費補助を実施する経費を計上いたしております。小坂産ワインという地域ブランドを展開していくことにより、生産者・飲食店・観光業と幅広く経済効果が波及していくものと考えております。

また、水田利活用向上支援として、転作奨励品種の刈取りへの助成や戦略作物である菜種などの種子購入への助成など、地域資源に付加価値を生み出す取組を推進し、農家の所得向上を目指してまいります。

6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援を今後も行っていく予定です。

そのほか、新規就農支援として育成研修への助成や、バイオマスタウンの推進として、菜種の買取りや廃食油回収経費業務委託、森林環境整備基金を活用した森林経営管理に向けた意向調査、県補助金を活用した高寺山整備、十和田湖ひめますのブランド化推進に係る経費を計上いたしております。

7款商工費であります。

商工業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい・活力を生む商業の取組を支援していくとともに、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行ってまいります。新規創業や新分野への事業展開を計画する法人・個人・団体に対する創業チャレンジ支援も引き続き行い、地域経済の活性化に積極的に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は本町の商業関係にも影響を与え続けており、地方創生臨時交付金などを活用した支援策は今後とも必要であると考えております。これらの支援策や町内消費活性化対策に係る予算につきましては、新年度以降に改めて補正予算で提案させていただきたいと考えております。

観光振興につきましては、十和田湖や日本の近代化を支えた産業遺産群など、小坂町が保有する特色ある観光資源の個性を磨いていくとともに、十和田湖和井内エリア整備による当

該地区の絶対的な立ち寄りスポットの整備により、町内外に新たな魅力を発信し、十和田湖地区だけではなく、町中心部の観光施設や特産品の販売を含めた滞留型観光回遊ルートの拠点として観光振興を図ってまいります。

このほか、各観光施設の維持管理経費、七滝活性化拠点センターによるサテライトオフィス誘致の継続や地域連携DMOへの負担金、国際交流員招致による国際交流関連経費などを計上いたしております。

なお、令和4年度康楽館大歌舞伎は、残念ながら本年度に続き中止となっておりますが、町民皆様が康楽館に訪れていただく機会を増やすための芸術鑑賞補助事業の継続と新たな康楽館貸館への助成を行ってまいります。

8款土木費でございます。

道路・交通網の分野では、地域交通の利便性と定住環境の向上につなげるための道路・橋りょう整備を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細やかな除排雪体制を確保してまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き、持家の改築・リフォームを支援していくとともに、憩いの場として公園の環境を維持管理してまいります。

道路橋りょう改良事業については、町道一本杉線流雪溝設置、山崎橋撤去、町道向陽線歩道舗装補修、町道牛馬長根1号線舗装補修、町道上小坂2号線道路改良を計画しております。

十和田湖和井内エリア整備に係る事業は、エレベーター設置や敷地造成工事費を計上いたしております。

河川整備・砂防対策として松木沢川ブロックかさ上げ工事や松木沢川を含めた4河川のしゅんせつの実施、昨年に引き続き、県単急傾斜地崩壊対策事業で横道地区工事に向けた調査事業の負担金を計上しております。

都市計画費では、本年度で策定が終了する都市計画マスタープラン等について、新たな都市計画図の作成が必要となりますが、現在使用している地形図が古く、現在の町の状況とずれが生じていることから、新たな地形図を作成する経費を計上しております。

町営住宅管理については、修繕計画に基づき、イロハ住宅ベランダ修繕や大川岱住宅屋根塗装、2年目となるけやき宿舎風呂釜更新などを行ってまいります。

また、遊休町有地の利活用及び民間活力を活用した定住化促進住宅の建設を予定しております。平成26年度以降、渡ノ羽ハイツ、岩ノ下ハイツ、山手住宅の改修などにより住宅需要

に対応してまいりましたが、総務課内に設置している移住定住相談窓口には、土地や住宅取得を希望する町内外の相談者の方が多く、住宅整備により定住人口の増加が図られるものと考えております。

来年度建設を予定している住宅は、建設費用そのものは民間資金により行い、完成後は町営住宅として30年間のリースにより運営してまいります。リース満了後は、町へ無償譲渡されます。令和4年12月の完成予定で、令和5年3月には入居開始となる予定でございます。建設予定地は、小坂鉦山字栗平1番地で、上小坂地区となります。2棟8戸の住宅を建設し、それぞれ1階が1LDK、2階が2LDKとなる予定でございます。

令和4年度予算については、住宅建設に当たり、敷地の造成と外構工事を計画しております。

9款消防費であります。

消防救急体制について、鹿角広域行政組合により消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加・多様化に対応し、体制の充実と強化に努めてまいります。

町内においては、消防団の装備品の充実、消防ポンプ自動車の更新、消火栓標識板設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助するほか、自主防災リーダー育成の支援に取り組み、地域全体で災害に強い「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

10款教育費であります。

教育費予算は、前年度第1号補正予算後予算と比較し、6.0%減の3億9,259万9,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算案の概要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度第1号補正予算後予算と比べ、1,053万4,000円、1.8%増の5億8,076万円を計上しており、今後の実質公債費比率及び将来負担比率の抑制を図るため、秋田県市町村振興資金の繰上償還を予定しております。

新型コロナウイルス感染拡大の収束のめどはいまだに不透明な状況ではありますが、一日も早く町民皆様が安心して暮らせる日常を取り戻すよう、引き続き感染症への対応を全力で取り組むとともに、将来を見据えて取り組んでいかなければならない諸課題に対応できるよう、令和4年度予算案につきましては、第6次小坂町総合計画に掲げる基本目標の実現を基に編成いたしました。財政運営は厳しさを増しますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な

行政運営に努めてまいります。

以上が一般会計の概要であります。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計でございます。

加入世帯を711世帯、被保険者1,011人と想定し、国保税を1世帯当たり10万5,886円、医療費は前年度の実績とここ数年の実績に基づいて0.6%の増と見込み、総額5億8,771万9,000円の予算を編成いたしました。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として8,803万9,000円を計上し、予算総額8,964万円といたしました。

介護保険特別会計であります。

介護認定者への保険給付と介護予防事業を中心に行う保険事業勘定が、歳入歳出ともそれぞれ7億8,931万2,000円で、前年度当初予算対比で190万9,000円、0.2%の減となっております。

町直営の居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額255万3,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出ともそれぞれ307万8,000円で、前年度当初予算対比5万3,000円、1.7%の減となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,581万5,000円で、歳入の主なものは、診療収入3,235万円、一般会計繰入金2,393万5,000円であります。一般会計繰入金は、前年度より180万5,000円の減となっております。

歳出は、総務費4,724万3,000円、医療費1,715万6,000円及び公債費141万6,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ398万2,000円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入85万2,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金291万1,000円などで、歳出は、退職一時金291万1,000円、共済基金積立金105万9,000円及び管理費1万2,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ360万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金132万8,000円、貸付金収入227万2,000円で、歳出では、大学生新規5名、継続1名への貸付金360万円、基金積立金3,000円という内訳となっております。

下水道事業特別会計であります。地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するための計画的な下水道整備に努めてまいります。

予算総額は3億7,030万9,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、荒川地区の管渠整備などで1億7,041万円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金168万円であります。

ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として3,702万7,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上しております。

歳入は、受益者分担金と負担金で235万7,000円、下水道使用料と手数料で4,750万7,000円、国庫補助金6,775万円、一般会計繰入金1億1,339万4,000円、町債1億3,880万円などとなっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として、予算総額169万6,000円を計上しております。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。

本年度は、給水戸数2,088戸に対して、1日平均1,232m<sup>3</sup>の給水を行うこととし、収益的収入2億6,075万円、収益的支出2億4,398万1,000円を予定しております。高料金対策として1億471万9,000円、旧簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は1億760万8,000円となりました。

また、資本的支出は2億1,596万8,000円で、配水施設改良費が上小坂地区配水管布設替工事196万5,000円と小坂高校系統ポンプ場更新319万円の515万5,000円、浄水場施設整備費が内ノ岱浄水場ろ過池更新として5,126万円、企業債元金償還金1億5,337万6,000円が主なものとなっております。

資本的収入は7,260万7,000円で、企業債5,100万円と一般会計からの出資金2,160万7,000円となっております。

以上、令和4年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考えと予算の主要事業についてご説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のために限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据えた編成にしたものでございます。

着実かつ効果的に各施策を推進できますよう、全力で取り組んでまいります。

令和4年度予算案並びに関係議案ともに慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いいたします。

願ひ申し上げます、大要の説明いたします。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育委員会教育長。

〔教育長 澤口康夫君登壇〕

○教育長（澤口康夫君） それでは、令和4年度教育行政の方針と予算の大要についてご説明申し上げます。

教育目標は「心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てる」です。

教育行政の方針についてです。

昨年、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を基本として、第3期小坂町教育推進大綱を策定いたしました。対象期間は令和3年度から令和6年度までの4年間となり、新年度は2年目となります。

大綱において、学校教育では、小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、小中一貫教育を推進し、「生きる力」と「ふるさとを愛する心」を持った児童生徒を育成します。

社会教育では、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学習環境を整え、その学習成果を適切に生かすことのできる社会を目指すことを基本方針に定めております。

この教育推進大綱に基づき、学校教育、社会教育とも町の新しい総合計画に掲げる「豊かな心と未来を育む人づくりのまち」の実現を目指して取り組んでまいります。

令和4年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校16名、小坂中学校33名の予定です。

在学児童生徒数は、前年度と比較して、小学校が14名減の136名、中学校は5名増の92名の見込みです。学級数は、小学校が8学級、中学校が5学級で、小中とも昨年と同数の見込みとなっております。

小中一貫教育校として10年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進めるため、小中合同の教職員研修など、一層の充実を図ってまいります。

G I G Aスクール構想の実施に向け、教職員研修を行い、児童生徒1人に1台配置されたタブレット端末を効果的に活用する等、I C T教育を推進します。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に備え、学校とつなぐオンライン学習環境を整備します。

授業等に新聞記事を活用する等、N I E教育を推進します。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

また、学校と地域住民が力を合わせて学校運営に取り組む学校運営協議会と、学校と地域が相互にパートナーとして行う地域学校協働活動との一体的な実施を推進します。

社会教育においては、地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働しながら、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを目指します。

放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に実施している子どもクラブSkipの充実を図るとともに、支援員や職員の研修への参加を促します。

子育て経験者や専門家等で構成する家庭教育支援チーム、ポッポの会での活動を通し、様々な家庭教育支援事業を実施します。

読書活動の推進では、全ての町民が日常の生活の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実、図書システムの効果的な運用など、環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、特別展として「かえってきた岩偶展（仮）」、企画展「和井内貞行没後100年展（仮）」を開催し、町民がより高い芸術文化に触れる機会を創出します。

それでは、教育予算について、主なものをご説明いたします。

令和4年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額3億9,259万9,000円を計上しております。前年度当初と比較して、6.0%の減となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、総額360万3,000円、前年度当初と同額となりました。

一般会計における民生費・保育所に係る主な事業では、マリア園の集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士4人分、819万5,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成237万6,000円、在宅育児支援給付金給付事業に426万円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人一人の個性を尊重したインクルーシブ教育を目指した学校生活サポート事業に、学校生活支援員5名を配置する経費1,009万円を措置しています。

また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手配置経費として527万3,000円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費と十和田湖地区児童生徒が通学するためのタクシー運行業務委託を合わせ、1,294万5,000円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として100万円、育英事業としては、資格検定受検費用の一部を補助する事業費100万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規4人、大学生等新規7人、継続9人とし、864万円を計上しております。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催し、12年目となる小坂鉦山の子未来塾の経費として196万2,000円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取組を進めることを目的に、小中学校児童生徒の学校給食費半額助成分として538万円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に192万4,000円、中学校に212万8,000円の合わせて405万2,000円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料553万1,000円のほか、授業用タブレット34台及び通信環境整備リースに係る経費として103万3,000円、合わせて656万4,000円を措置しています。また、児童生徒1人1台のタブレット端末などを有効活用していくため、ICT環境サポート業務委託として580万8,000円を措置しています。

学校臨時休業など、児童生徒が登校できない場合に健康観察や学習指導などを実施するため、学校とつなぐオンライン学習環境整備に266万8,000円を措置しています。

遠距離児童生徒の通学費補助としては、小学生では7人分15万2,000円、中学生では15人分64万2,000円、合計79万4,000円を計上いたしました。

児童生徒のスポーツ・文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に39万4,000円、中学校に342万7,000円、合計382万1,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童25人分で258万5,000円、中学校に対象生徒17人分で240万2,000円の合計498万7,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖野外体験学習等を実施する経費として59万1,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、中学校の合唱指導講習会、小坂高校と合同での強歩大会等に47万3,000円、合わせて106万4,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブ S k i pなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合推進事業に1,164万9,000円を計上しています。

また、短期教育留学事業についても継続実施することとし、102万7,000円を措置しました。

芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として108万3,000円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である小坂七夕祭や盆踊り大会、町の無形民俗文化財に指定されている濁川虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて340万7,000円を計上しております。

また、中小路の館の柱、壁など腐朽している部分の補修工事231万2,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、まなびピアなどの生涯学習事業や各公民館事業に197万7,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として152万3,000円、郷土館費では、特別展「かえってきた岩偶展（仮）」、企画展「和井内貞行没後100年展（仮）」などに259万5,000円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園指定管理委託料165万5,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に970万9,000円を計上しております。

また、スポーツ事業として、スポーツ協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に192万2,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規5人、継続1人として360万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもって、より効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和4年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきまして、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、船水隆一君、2番、栗山忠三君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君、11番、椿谷竹治君、以上11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第14号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議題につきましても議案の朗読を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第14号 令和4年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰入れを行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされております。

したがって、令和4年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区の県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として1億1,339万4,000円以内を繰り入れるものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第15号 小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅

条例の制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 細越 満君登壇]

○町長（細越 満君） 議案第15号 小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、民間事業者と連携し、若い世代の町内への移住定住を目的とした賃貸住宅の整備を令和4年度に予定していることから、それに必要な事項について条例を制定するものがあります。

定住化促進住宅は、町が民間事業者に対し町有遊休地を無償で貸し、事業者が建設した建物を町が借り受ける形で整備してまいります。完成後は、30年間にわたり事業者と町が賃貸借契約を締結し、建物は30年後に町に対し無償で譲渡されます。その間、町は事業者へ建物の賃貸料を支払うとともに、入居者の募集、家賃収納などの管理は町が行うこととなります。

建設予定地は、小坂鉦山字栗平地内で、旧小坂鉦山関連会社がありました場所となります。計画では、年度明けに公募型プロポーザルを実施し、事業者等が建物整備を行ってまいります。

定住化促進住宅は、民間活力を導入しながら町の人口減少を抑制し、活性化を図るため、民間事業者等が建設した賃貸住宅を町が借り上げ、入居者に転貸する住宅とすることから、新しい条例を制定するものであります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案説明の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅条例の制定について、詳細の説明をいたします。

町内には、非鉄金属精錬企業やその関係企業、大規模養豚業を営む企業などが存在し、皆様ご存じのとおり、統計調査などでは昼間人口の比率が高くなっております。多くの方が町外から働きに来ており、賃貸住宅への需要は高いと見られています。しかし、町内には民間の賃貸住宅が少ない上、今後、民間による賃貸住宅建設が急速に進む可能性は低いと考えら

れます。また、町では、今まで定住促進に向け宅地分譲や移住定住奨励促進事業などを展開し、中古住宅、新築住宅の取得に対する支援などを行ってまいりましたが、町外からの若い移住者がいきなり家を建てるのは難しいというのが現状であります。

これらのことから、今まで渡ノ羽ハイツや岩ノ下ハイツを建設し、好評を得ていましたが、新たに町有遊休地を活用し、民間事業者の力を借りて賃貸住宅の整備を進めることとしたものであります。

ここで、条項について若干ご説明いたします。

第1条では条例の目的、第2条では用語の定義として定住化促進住宅と民間事業者等を挙げております。

第3条では名称と位置を記しております。10ページにあります別表にありますように、名称は小坂町定住化促進住宅、建物はディユ・コサカになります。位置は、小坂町小坂鉦山字栗平1番地。棟数が2、戸数が1LDK、4戸、2LDK、4戸。家賃が1LDKが1戸当たり基準家賃が月額5万円、2LDKが基準家賃が1戸、月額6万円となっております。

第4条では、第4条第1項で民間事業者が建設し、入居者に貸し付ける旨、第2項で事業者の募集と決定について記しております。

なお、第5条以降は、既存の定住促進住宅条例と同様の条項となっております。

整備予定地は、今申し上げたとおり、小坂町小坂鉦山字栗平1番地で、自治会は上小坂になります。旧東北木村工機で地盤高が若干低いため、敷地造成する予算を令和4年度当初予算に計上させていただいております。

整備は民間事業者と連携して行うこととしており、町は民間事業者に対して無償で町有遊休地を貸し、事業者が建設した住宅を町が借受け、賃貸料を支払います。賃貸借契約期間は30年で、期間満了後は、建設した建物は町に対して無償譲渡されることとなります。

町は、今まで管理している町営住宅と同様に、入居募集、家賃徴収などの管理を行っていきますが、修繕等は整備した民間事業者へ依頼することとなります。

整備後の周知についてでございます。建物借料は30年で2億1,600万円の支出となる予定でございます。家賃収入は、条例案の別表第1及び別表第3により算定し、30年で1億2,960万円になるものと試算しております。直接的な収支でいきますと8,640万円のマイナスとなりますが、家賃のほかの収入として、30年間で入居者の町民税、建物分の固定資産税、入居者の人口増によりまして普通交付税算入などもありまして、9,860万円の黒字になる見込みと試算しております。

冒頭でお話ししたように、主なターゲットとしている入居者は町内に立地する企業の従業員で、ほかの市町村からの移住者と考えております。

条例の中で若者や子育て世帯に対して家賃控除規定を設けており、そのことで若い方が入居しやすい家賃とし、子育て世帯のIターン、Uターンを促進し、活力あるまちづくりに貢献できるよう考えております。

県内のほかの町村においても、同様の整備手法により民間事業者と連携した定住化促進住宅を設置している事例があり、いずれも満室の状態になっていると聞いております。

以上、小坂町民間活力を利用した定住化促進住宅条例の制定について、詳細な説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

はい。

○6番（秋元英俊君） 今の説明で、30年間の黒字が9,000万円というようにお話でしたが、営利企業ではない役場に対して9,000万円の黒字ということについて、家賃にその金額を幾らか反映することはできないのか伺います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） あくまで基準としての家賃は、そちらの別表に掲載しておる月額5万円または6万円というふうになりますが、別表第3にあるように、子どもがいる場合または入居者、入居世帯主が若者である場合は家賃を補助するということになりまして条例の中に入っておりますが、3万5,000円まで家賃を下げるができますので、結局、それで家賃についての補助はできるのではないかと考えています。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） 二、三、お尋ねしたいと思います。

ここの土地は、旧木村工機の土地を町がいただいたということで、上小坂の自治会としまして、過日、役員会を開いて相談をしました。新しい住民が増えるということは大歓迎ですと言われ、喜ばれました。ただ、心配な点は、今まであそこの土地は、かなりの量の除雪した雪の捨場という形になっておりました。これが住んでいる者として今後どのような形になるのかなど、やや心配な点がございましたので、その点を教えていただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） 確かに、現在はそこの場所は遊休地になっておりまして、除雪、

排雪場所になって、議員の方がおっしゃられたとおりになっているかと思えます。ただ、企業があった期間は何らかの形で除雪を行っておりましたので、今後、来シーズンに向けて、地域の方々とお話ししながら、こちらも現場を確認しながら対処していきたいと思っています。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） 現状、場所は限られるわけですし、川がすぐそばにあるのですが、過日、除雪隊がその川に全面的に雪を捨てるといふようなことが発生しまして、住民としては非常に不安な要素を抱えているということもございました。でありますので、ぜひそういうことのないように、できるだけまた冬の暮らしが安心してできるような配慮をお願いしたい、これがまず第1点です。

それからもう一つは、コミュニティーの在り方として、やはり入居していただいた方々には上小坂自治会にぜひ加入をしていただきたいと。地域全体として共同生活をしながら、よい地域をつくっていききたい。みんなそう願っているわけですので、町としてもぜひ自治会に加入していただくような手だてをしていただきたい。

それからもう1点は、ごみ処理の問題が必ず発生してきますので、当然、設置者としての義務として、ごみの収集籠等の設置も併せてその時点で考えていただきたい、こういうお話がございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（目時重雄君） そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第15号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

ちょうど休憩時間になりましたので、休憩いたします。

再開は13時からいたします。よろしくお願ひします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定しております。

第2条はサービスの宣誓の方法について定めており、第1項では、新たに職員となった者は、任命権者等の面前において宣誓書に署名してからでなければ職務を行ってはならないとしておりますが、これを不要とし、提出することのみ規定するものであります。

あわせて、別記様式の押印を不要といたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第17号 小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第17号 小坂町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

押印を求める手続の見直し等のための総務省関係省令の一部を改正する政令の施行に伴う行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）の一部改正により、押印の見直し、その他所要の改正を行う必要が生じたため、制定しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第18号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、児童福祉法の規定に基づいて、町が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を改めようとするものでございます。

家庭的保育事業等は、良質かつ適切な内容と水準のサービスが提供されることにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでございまして、その施設及び運営に関する事業認可を行う基準については、児童福祉法において市町村が条例で定めることとされております。また、市町村が当該基準条例を定めるに当たっては、国が厚生労働省令で定める基準に従うこととされております。

本条例改正は、基準省令の改正に伴い、内容及び手続の説明及び同意、引用条項の整理などについて、町が定める基準条例の条文を改めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 町長から説明がありましたとおり、本条例案は、市町村が行うべき厚生労働省令の改正に伴い、条例の一部の改正を行うものであります。

審議の参考の5ページをご覧ください。

第49条では、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行うものや、保育所等と保護者との間の手続等に該当するもので書面等によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を加えております。

附則第3条では、家庭的保育事業者等における連携施設において、これを確保しないことができる経過措置を5年延長して、10年とする旨の改正をしております。

また、引用条項による整理をしております。

この対象施設については町内ではございませんが、設置に備えて制定しているものであります。

簡単ですが、説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第19号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて町が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めようとするものでございます。

特定教育・保育及び特定地域型保育は、良質かつ適切な内容と水準のサービスが提供されることにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境がひとしく確保されることを目指すものであり、その施設及び運営に関する基準については、子ども・子育て支援法において市町村が条例で定めることとされております。また、市町村が該当基準条例を定めるに当たっては、国が内閣府令で定める基準に従うこととされております。

本条例改正は、基準府令の改正に伴い、内容及び手続の説明及び同意、用語の整理などについて、町が定める基準条例の条文を改めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（古澤 健君） 町長から説明がありましたとおり、本条例案は、市町村が従うべき内閣府令の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

審議の参考7ページからになります。

改正の主な内容をご説明いたします。

第2条では、基準府令が改正されたことにより、地域型保育事業を広域的利用する場合の事業所所在地市町村以外の市町村の長による確認を不要とする旨の規定に改められ、法律引用条項が削除されたことから、引用部分の項ずれを修正しています。

第5条第2項から第6項では、基準府令が改正されたことにより、第5条の重要事項諸説明について、今後は、他の手続と併せ、新設の条文を根拠として電磁的方法により行うことが認められることを加え、町の条例内の新設の条文53条にて電磁的方法により諸手続を行うことができることとし、項を削除する旨の改正をしております。

9ページになります。

第37条第1項、第2項では、子ども・子育て支援法の改正後、事務所は、その所在地市町村以外の市町村から確認を受けること、所在地市町村以外の市町村が定める確認基準条例が適用されることはなくなるので、市町村が定める認可基準条例の引用を避ける事情がなくなったため、引用部分を町の認可基準条例に改める旨の改正をしております。

11ページになります。

第42条第2項から第6項、第7項、第8項では、認可基準条例に合わせて、認可基準条例の特定地域型保育事業者等も、特定教育・保育施設と連携しつつも、確保の例外規定を削除する旨の改正を行っております。

これまで認可基準条例では、代替措置を講じているのはいいのですが、連携施設の確保の例外規定を定めていない等、確認基準条例では基準を定めていましたが、子ども・子育て支援法の改正後は、他市町村の区域に所在する事業所を確認することを想定して、認可基準よりも緩やかな基準を定める理由がなくなります。よって、ここでは、認可基準条例と無認可基準条例、双方の内容を一致させるための改正を行っております。

14ページになります。

第53条では、保育所等の事業者等が作成、保存を行うものや保育所等と保護者との間の手続に係るもので、書面によることが規定または想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を新たに追加する改正を行っております。

また、その他の条の附則においては、用語及び法令等、引用条項の整理をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上げ、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第20号 小坂町高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、60歳以上の親族である高齢者と同居する者で、高齢者住宅整備に必要な建物の増改築または改造の工事及び新築の工事に必要な資金を貸し付けるものでありますが、平成15年度の利用を最後に、それ以降は利用実績がない状況であります。また、これまで貸付けを受けたものの返済も完了しております。

こうした背景であり、今後の利用が見込まれないことから、条例を廃止するものでござい

ます。

なお、廃止する本条例の新たな貸付け相談があった場合は、小坂町社会福祉協議会が窓口となりますが、生活福祉資金貸付制度が本条例より手厚く、有利な貸付制度であることから、紹介し、対応したいと考えております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第21号 小坂町心身障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町心身障害者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、心身障害者または心身障害児と同居する親族で、心身障害者住宅整備に必要な建物の増改築及び改造の工事に必要な資金を貸し付けるものでありますが、平成2年度の利用を最後に、それ以後は利用実績がない状況であります。また、これまで貸付けを受けたものの返済も完了しております。

こうした背景であり、今後の利用が見込まれないことから、条例を廃止するものであります。

なお、廃止する本条例への新たな貸付け相談があった場合は、小坂町社会福祉協議会が窓口となりますが、生活福祉資金貸付制度が本条例より手厚く有利な貸付制度であることから、紹介し、対応したいと考えております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第22号 小坂町町道元山線改良事業負担金徴収条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町町道元山線改良事業負担金徴収条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

廃止しようとする小坂町町道元山線改良事業負担金徴収条例は、小坂町が平成16年及び平成17年の2か年で施工した町道元山線改良事業に係る負担金に関し必要な事項を定めたもので、事業の実施により利益を受ける者から既に全額を徴収しており、本条例に係る事業が全て終了しているものでございます。

なお、本条例に関係した元山線改良事業に係る部分は、今後も町道として小坂町が適切に管理してまいります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第23号 町道の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第23号 町道の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、秋田県が実施している十和田湖和井内地区の道路改良事業により、国道から町道に移管されるため、その他町道1路線を新たに認定しようとするものでございます。

これにより、その他町道が160m増え、全体で226路線、15万6,062.6mとなります。

詳細につきましては建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（岩澤秀一君） それでは、町道の認定につきましてご説明を申し上げます。

お手元の別表、路線認定調書の1ページをお開きください。

今回の新認定となりますのは1路線で、その他路線で、路線番号が309となり、路線名は生出3号線になります。

当該路線は、十和田湖生出地区において現在進められている一般国道103号線の改築工事により、旧道部分が町に移管となる160.0mの路線であります。生出3号線が改築後も一般交通の用に供する必要があることから秋田県から移管されるもので、旧道部分を町道と認定する必要があるものです。この部分は工事が進められている和井内エリア整備事業の駐車場用地であり、令和4年度に造成工事を行う予定としております。

以上、町道の認定についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第24号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第24号 令和3年度小坂町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理などを中心に編成したほか、歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金及び町債等の特

定財源を調整したほか、法人町民税の収入済額及び普通交付税決定額のうち未計上であった分を予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に7,869万6,000円、減債基金に4,000万円、公共施設等総合管理基金に2億円の積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ1億8,048万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を50億6,344万8,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる7事業について、繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、新たに実施する事業3件について、債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、6事業について起債制限額を調整いたします。

詳細につきましては総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） それでは、一般会計補正予算（第11号）の詳細についてご説明いたします。

歳出から説明しますので、13ページをお開き願います。あわせて、項目ごとに係る歳入についても説明をしていきます。

1款1項1目議会費は、議員の会議等費用弁償と職員研修旅費、議長交際費、秋田県町村議会議長会負担金について、精算によりそれぞれ減額をしています。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、職員及び会計年度任用職員の人件費について、実績見込みにより報酬、職員手当を調整しているほか、町長交際費を精算により減額しています。

この後、各項目においても、実績見込みにより職員人件費等を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

4目財産管理費は、コロナ禍により公用車及びレンタカーの使用が減ったことから、それぞれ関連する項目を減額しています。

財源内訳欄のその他259万円は、東北道リニューアル工事関連の土地貸付収入116万6,000円、公用車売払分1万円、保険解約返戻金4万1,000円、土木費からの充当替えによる町営住宅使用料137万3,000円の合計分です。

5目企画費、ここでは地域おこし協力隊事業、ふるさと小坂会事業などに係る経費を精算しています。

12節業務委託料は、公共施設等総合管理計画策定事業分として減額する123万2,000円が組まれます。

14節施設整備工事費は、上川原自治会館下水道接続改修工事の精算分です。

18節負担金補助及び交付金は、事業の中止や団体等からの申請がなかったものについて、それぞれ減額しております。

財源内訳欄の国県支出金2,000円は、県からの権限委譲交付金の増額分です。地方債500万円の減額は、定住促進賃貸住宅建設補助事業に係る分です。その他77万8,000円の減額は、秋田県市町村振興協会市町村振興助成金です。

14ページをお開きください。

6目電子計算費、13節機械器具借料は、パソコンなどの調達実績などにより減額しています。

18節秋田県町村電算システム共同事業組合負担金の270万円の減は、各町村からの負担金の精算によるものです。

財源内訳欄の国県支出金75万6,000円の減は、健診情報連携システム整備事業等に係る国庫補助金です。

7目基金費。収支予算調整の結果、3億1,869万6,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に7,869万6,000円、減債基金に4,000万円、公共施設等総合管理基金に2億円をそれぞれ積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、令和2年度末に10億1,155万3,000円であった財政調整基金残高は、令和3年度において3億4,428万円を取り崩し、7,969万6,000円を積立てすることから、令和3年度末残高見込みは7億4,696万9,000円となります。

また、減債基金残高は、令和2年度末で4億6,071万7,000円、令和3年度において8,426万8,000円を取り崩し、4,500万円積み立てることから、令和3年度末残高見込みは4億2,144万9,000円となります。

昨年度から積立てを始めました公共施設等総合管理基金は、今年度も2億円を積み立て、令和3年度末残高見込みは4億1,000円となります。

財源内訳欄のその他3,000円は、未来創生基金の利子分です。

8目バス運行費です。財源内訳欄、国県支出金49万9,000円の減額は、地域公共交通確保

維持改善国庫補助金の補助対象となったことで111万2,000円が増加しましたが、当初充当を予定していた地域内フィーダー系統確保維持県補助金161万1,000円が全額減ったことによるものです。

9目町史編さん費は、それぞれの項目について実績見込みに基づき減額し、12節業務委託料は製本印刷分を減額しています。

財源内訳欄のその他90万円の減は、資料販売収入の実績により減額しています。

3項1目戸籍住民基本台帳費の財源内訳欄の国県支出金137万円の減は、個人番号カード交付事業費国庫補助金です。

4項選挙費、5目衆議院議員選挙費は、昨年10月31日に執行された同選挙に係る経費の精算として、187万円を減額しています。

また、その財源として交付されている県委託金も同額を減額しております。

5項1目統計調査費は、工業統計調査に係る経費の精算として5万2,000円を減額しています。

また、その財源として交付されている県委託金を同額減額しています。

6項1目監査委員費は、委員の会議等費用弁償と職員研修旅費について、精算により減額しています。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、12節の業務委託料、住民税非課税世帯等商品券発行事業に係るシステム改修分の精算による減額です。

財源内訳欄の国県支出金94万円の減は、同事業に対する県補助金分です。

2目高齢者福祉費、12節の業務委託料は、実績見込みにより老人保護費を370万円追加したほか、湯楽事業に係る分を285万3,000円減額しています。

18節、19節についても精算による減額です。

5目障害者福祉費、途中で16ページのほうに移っていきます。

12節業務委託料は、地域生活支援事業の実績見込みにより12万円を追加しています。

19節の更生医療給付費及び障害者自立支援給付費についても、実績見込みによりそれぞれ不足額を措置しております。

財源内訳欄の国県支出金258万5,000円は、更生医療費国負担金49万8,000円と県負担金75万円、障害者福祉サービス費等国庫負担金157万8,000円、介護・訓練等給付費等県負担金42万円のほか、精算による減額調整を行っております。

次に、7目介護保険費は、介護保険特別会計保険事業勘定分の介護サービス給付費等の増

額予算補正に伴い、88万5,000円を追加しています。

8目交通安全・防犯対策費は、交通安全及び地域安全対策事業の交通指導員等に係る費用について、精算により減額しております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、19節の児童手当の304万円の減、これは実績見込みによるものです。

財源内訳欄の国県支出金261万9,000円の減は、児童手当の精算による国庫負担金219万9,000円と県負担金の42万円分です。

2目児童運営費、18節の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線で働く幼稚園、保育所等における保育士、幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度、1人当たり9,000円程度を引き上げるための措置を講ずるものです。

財源内訳欄の国県支出金の42万5,000円は、同事業に対する国の補助金です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は、8節の旅費です。コロナ禍により出張等が中止となったことから減額しています。

財源内訳欄のその他102万8,000円の減は、環境保全協力金です。

2目環境衛生費は、搬入元市町村現地調査等の事務事業が中止となったことから減額しています。

18節の合併処理浄化槽設置費補助金447万3,000円の減は、当初予算で6件を見込んでいましたが、1件の実績となったことによるものです。

財源内訳欄、国県支出金90万5,000円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金70万5,000円及び県補助金70万5,000円の減と、浄化槽に関する県からの権限委譲交付金50万5,000円の増加分です。

4目予防費、財源内訳欄の合計支出金487万6,000円は、ワクチン接種前倒し分の事業国庫補助金158万2,000円、高齢者等への検査助成事業国庫補助金38万3,000円、地方創生臨時交付金291万1,000円を充当することとして財源振替を行っております。

6目健康増進事業費、各種健診などの実績により348万9,000円の減額となっています。

財源内訳欄のその他7,000円は、健診の個人納付分です。

2項清掃費、1目清掃総務費は、清掃活動事業の精算により2万2,000円を減額しています。

3項1目診療所費は、十和田湖診療所に対する負担金額の確定により203万1,000円の減額です。

4項水道費、1目水道整備費は、財源内訳欄、国県支出金の8,000円は、権限委譲推進交付金の追加交付により財源振替をしています。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の18節補助金及び交付金は、それぞれ実績により減額しています。

財源内訳欄の国県支出金26万1,000円の減は、環境保全型農業直接支払交付金に係る分です。地方債の110万円の減は、畑作振興センター整備事業に係る分で、実績見込みにより減額しています。

7目バイオマスタウン推進費は、なたねの買取り実績による減額です。

財源内訳欄、その他40万円の減は、なたね受払収入分です。

2項林業費、1目林業振興費、10節、11節は、実績見込みから不用額を減額しています。18ページをお願いします。

12節業務委託料は土地評価業務、18節自伐型私有林整備事業補助金は、実績により精算しています。

24節森林環境整備基金積立金は、森林環境譲与税交付見込みによるものです。

財源内訳欄の国県支出金10万円の減は、松食い虫被害先端地域特別対策事業費県補助金です。

その他809万4,000円の減は、森林環境整備基金繰入金を全額繰入れしなかったことによるものです。

7款1項商工費、2目商工振興費、8節旅費、10節需用費は、不用額分を減額しました。

12節委託料及び18節の地域応援商品券事業補助金は、地域応援商品券発行に係る経費で、実績精算によりそれぞれ減額しています。

18節の負担金及び補助金は、それぞれ実績見込みによる減額です。

財源内訳欄の国県支出金373万7,000円の減は、商品券発行事業に充当していた地方創生臨時交付金291万1,000円と、住民税非課税世帯等商品券発行事業県補助金82万6,000円です。

3目観光費は、観光推進事業、観光施設管理事業、日本で最も美しい村連合事業などに係る事業の精算により、それぞれの項目において減額しています。

14節工事請負費、17節備品購入費は、十和田湖和井内エリア道の駅の展示施設等、内部整備に係る予算を計上しておりましたが、予定していた補助事業が使えなくなったことにな

り、来年度改めて実施することとして、全額を減額しています。

財源内訳欄の国県支出金1,344万5,000円の減と地方債4,400万円の減は、いずれも和井内エリア整備事業に充当していた分です。

4目康楽館費は、18節の補助金を精算によりそれぞれ減額しています。

6目国際交流推進費は、コロナ禍により来日できず、着任が遅れた国際交流員に係る経費について、精算により不用額をそれぞれ減額しています。

7目小坂鉄道レールパーク費は、11節保険料を精算により減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節委託料は、耐震改修促進計画改定業務の精算分を減額しています。

18節補助金は、精算によりそれぞれ減額しています。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費の10節光熱水費は、融雪歩道電気料などに不足が見込まれるため、57万9,000円を追加計上しています。

2目道路橋りょう新設改良費の14節工事請負費と17節備品購入費は、和井内エリア道の駅内に設置する道路観光情報提供設備を導入するための費用として550万円を、それぞれ同一事業内での経費配分の変更を行っています。

内容の精査により、国県支出金は社会資本整備交付金が445万2,000円減り、地方債は720万円の減となっています。

次に、20ページをお開きください。

4項都市計画費、1目都市計画総務費は、審議会委員の報酬を実績により精算し、不用額を減額しています。

2目公園管理費は、都市計画公園管理事業について、精算見込みから予算を整理し、減額しています。

3目下水道費は、下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として、繰出金543万1,000円の減額です。

5項住宅費、1目住宅管理費は、町営住宅管理事業について、精算見込みから予算を整理し、減額しています。

財源内訳欄、その他137万3,000円の減は、歳出の減額に合わせて財源調整したものです。この目で減額した財源は、2款1項4目の財産管理費に増額措置しています。

9款1項消防費、2目非常備消防費は、出初め式や消防操法大会の中止に伴う不用額を、4目水防費は、水防訓練大会が中止になったことによる不用額をそれぞれ減額しています。

5目災害対策費は、自主防災リーダー育成支援事業について、精算見込みから予算を整理し、減額しています。

財源内訳欄の国県支出金15万円の減は、同事業の県補助金です。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、1節教育委員会委員報酬は、1名欠員であったことから、その不用額を減額しています。

3目教育助成費、20節奨学資金貸付金は、実績に基づき240万円の減額を行っています。

4項社会教育費、3目芸術文化振興費、14節工事請負費は、中小路の館の補修修繕を行うための予算を措置していましたが、今年度も工事を発注できなかったため、全額減額して、改めて令和4年度当初予算に再計上します。

続いて、歳入において今回補正した一般財源について説明しますので、8ページをお開きください。

1款町税、1項町民税、2目法人は、町内企業の好調な業績により、法人税割が予算額より大幅な収入増となったことから、その分、1億3,400万円を計上しました。

2款地方譲与税、3項1目森林環境譲与税は、交付実績見込みから136万6,000円を計上しており、歳出6款2項1目において同額を増額計上しております。

10款1項1目地方交付税は、今回の補正における一般財源として、普通交付税1億6,580万3,000円を措置しました。

交付実績が18億6,980万円であり、本補正により全額予算化をしております。

続いて、6ページをお願いします。

6ページの第2表繰越明許費です。これは、令和3年度中の完成が困難で、翌年度へ繰り越す7件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

7款1項商工費の十和田ふるさとセンター改修事業1,870万円は、新たに国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業を国庫補助金に追加要望しており、その影響で年度内の完成が困難となり、事業費全額を翌年度に繰り越すものです。

8款土木費、2項道路橋りょう費の一本杉線流雪溝設置事業2,581万8,000円、橋りょう長寿命化事業3,781万5,000円、町道向陽線歩道舗装補修事業2,200万円、町道上小坂2号線道路改良事業3,000万円、十和田湖和井内エリア整備事業8,907万6,000円は、国の3次補正予算で措置された社会資本整備総合交付金事業で、交付決定時期が2月になったことから、年度内完成が困難となり、事業費全額を明許繰越するものです。

10款教育費、4項社会教育費の交流センター照明器具LED化事業529万8,000円は、12

月に工事を発注しましたが、半導体不足の影響により器具の納品に日数を要するため、年度内完成が困難となり、事業費全額を明許繰越するものです。

次に、第3表債務負担行為補正では、新編小坂町史印刷製本業務委託、こちらは令和2年度から令和3年度まで2か年の債務負担を設定していましたが、編さん作業が遅れ、印刷製本業務が令和4年度にずれ込むことから、998万8,000円を新たに設定するものです。

休廃止鉦山坑廃水処理業務委託は、令和4年度予算に計上している591万8,000円について、その手続等を令和3年度中に行う必要があることから、今回の補正で措置したものです。

再就職緊急支援奨励金は、令和3年度中に申請がなかった3人分90万円について、令和4年度で対応が可能となるよう新たに設定するものです。

最後に、第4表の地方債補正です。こちらでは、歳出の説明で述べたように、事業費の精算・追加に伴い調整し、総額から8,745万6,000円を減額して、地方債の限度総額を3億9,355万7,000円から3億610万1,000円に変更するものです。

以上で、一般会計補正予算（第11号）の説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第24号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第25号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第25号 令和3年度小坂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,267万2,000円にするものでございます。

歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料について、実績見込みにより55万円を追加するものであります。

歳出につきましては、歳入の調整として、2 款後期高齢者医療広域連合納付金を55万円追加するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第25号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第26号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第26号 令和3年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

保険事業勘定の既決予算額に、歳入歳出とも531万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億189万2,000円にするものでございます。

歳出補正の主な内容は、1 款 1 項 1 目一般管理費は、会計年度任用職員人件費の調整分として63万3,000円を減額し、2 款保険給付費は、要介護者及び要支援者の介護給付費、高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の実績が見込みより多く推移していることから、1 項 1 目介護サービス費等諸費は1,365万円、2 項 1 目支援サービス費等諸費は17万6,000円、4 項 1 目高額介護サービス費は70万円、5 項 1 目高額医療合算介護サービスは79万4,000円を追加しようとするものであります。

また、6 項 1 目特定入所者介護サービス費は、本年8月からの制度改正に伴い給付対象者

が減少し、給付実績が見込みより少なく推移していることから、909万円を減額しようとするものでございます。

歳入補正の主な内容は、3款国庫支出金において、1項1目介護給付費負担金は、歳出の実績見込みにより国負担分として363万2,000円を追加し、2項1目財政調整交付金は、交付額決定に伴い77万1,000円を追加し、7款繰入金において、歳出補正の保険給付費に対する一般会計負担分として88万5,000円を追加しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第26号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第27号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第27号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第27号 令和3年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、本年度において奨学資金の新規利用者がいなかったことに伴い、歳入歳出とも132万8,000円を減額し、予算の総額を227万5,000円にするものでございます。

歳入につきましては、基金繰入金を132万8,000円減額し、歳出におきましては貸付金を300万円減額するとともに、基金積立金を167万2,000円増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第27号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたし

ます。

---

◎議案第28号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第28号 令和3年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第28号 令和3年度下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも36万5,000円を減額し、3億888万6,000円にするものでございます。

歳出の主な内容は、1款1項1目下水道管理費は、精算見込みにより流域下水道維持管理費負担金を120万円増額し、県北地区広域汚泥処理事業負担金から65万4,000円を減額することなどにより、10万円減額するものでございます。

2款1項1目下水道建設費は、精算見込みにより下水道管渠工事費で400万円減額、米代川流域鹿角処理区建設事業負担金を令和4年度から令和3年度へ前倒しすることなどにより430万7,000円を増額することなどで、20万7,000円増額するものでございます。

歳入の主な内容は、収入見込額を精査した結果、1款1項1目受益者分担金258万8,000円、2項1目受益者負担金66万4,000円、2款1項1目下水道使用料161万1,000円をそれぞれ増額し、工事費の精算見込みによる7款1項1目下水道整備事業債を240万円減額いたします。

また、4款1項1目一般会計繰入金を財源調整のため543万1,000円減額しております。

第2条においては、米代川流域関連公共下水道事業と県事業である米代川流域下水道鹿角処理区建設事業が次年度へ繰越しされることから、合わせて1,520万7,000円の繰越明許費を設定しております。

第3条においては、起債の限度額を事業費の精算見込みにより1億70万円から9,830万円に減額調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第28号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第29号 令和3年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第29号 令和3年度水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

収益的収入においては、水道事業収益の既決予算額2億5,597万円に410万円増額し、2億6,007万円に、収益的支出においては、水道事業費用の既決予算額2億5,086万6,000円に275万5,000円増額し、2億5,362万1,000円にしようとするものでございます。

その内容は、収入見込額の精査により、収益的収入の第1項営業収益、1目給水収益に385万円を増額し、収益の増加に伴い消費税納付額が増えることから、収益的支出の第2項営業外費用、第2目消費税及び地方消費税を261万8,000円増額いたします。

また、資本的収入においては、既決額9,061万6,000円から747万8,000円減額し、8,313万8,000円に、資本的支出においては、既決額2億2,369万3,000円から1,075万4,000円減額し、2億1,293万9,000円にしようとするものでございます。

その内容は、藤原地区の生活基盤施設耐震化事業が終了したことなどから、その委託料と工事請負費などの精算を行い、資本的収入、1項1目企業債を560万円減額し、3項補助金、

1 目国庫補助金を187万8,000円減額いたします。また、資本的支出の1項建設改良費を1,075万4,000円減額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は3月10日午前10時から開会し、一般質問を行います。

散会 午後 2時21分